

# あなたに知ってもらいたい 原賠制度

原産協会メールマガジン別冊特集

2013年度版  
(2014年3月)



一般社団法人 日本原子力産業協会

## はじめに ～メールマガジン別冊特集2013年度版の作成にあたって～

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は、2009年3月の開始から5年を経た今年2月で55回を数えるに至り、当協会会員の皆様を始め大変多くの方々にご利用頂いております。このシリーズでは、原賠制度の基礎的な内容に加えて、連載途中で東日本大震災が発生したことから、以降は東京電力・福島原発事故の賠償に関わる指針・基準、賠償関連の新たな法律制定や原子力損害賠償支援機構設置及び我が国原賠制度の課題等を取り纏めて原賠制度の現実の運用についてもお知らせしました。さらに、海外に関しては、原子力既設国・新規導入国の原賠制度概要、主要項目の各国比較、及び原賠制度に関わる国際条約など、世界的な原賠制度に関する話題も多く取り上げてきました。

東日本大震災から3年を経た現在、その復興は容易に捗らず、福島原発事故においても避難者は未だ10万人を超える規模にあり、また住民等の帰還が長期的に困難な地域も広く存在している状況です。東京電力の原発事故に関する本賠償金・仮払補償金の合計額は、2014年2月14日現在で約3兆4000億円に上っており、賠償金総額は2013年12月時点で約4兆9000億円と見通されています。また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介の状況（2014年2月14日現在）は、申立件数9819件に対して既済件数7081件を処理し、また多くの賠償基準の策定による解決の促進を図るなど相応の役割を果たしていますが、なお難しい課題も存在しています。

我が国のエネルギー基本計画案では、原発を重要なベースロード電源と位置付けて、原子力規制委員会が安全性を確認した原発の再稼働を進める方向にあります。一方で、原子力損害賠償支援機構法附則に規定された原賠制度の抜本的見直しについては、当初予定の制定後1年を大幅に遅れており、政府の改正動向は中々見通せない状況です。しかしながら、今回の原発事故以降において、我が国の原賠制度に関し、多様な視点に基づく数多くの論文やシンポジウム開催があり、また、我が国の国際条約締結に向けた動きも予定されています。このような状況のもと、原子力に関わる企業・団体等におかれましては、我が国の原賠制度の在り方について、各種の意見・論議等や諸外国・国際条約の状況も参考に、各々の立場や役割を踏まえて、十分な検討を行うとともに明確な見解を持つておくことが大切と思われます。

5回目の別冊特集となる本冊子では、前回版と同様の4区分「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「諸外国編」及び「国際枠組み編」とし、既成号の内容について可能な限り最新の内容・データによる修正や補足説明等を施して、読者の皆様に国内外の原賠制度の情報を幅広くご理解頂けることを企図しております。

なお、既成のメールマガジン（オリジナル）及び本冊子のPDFは、当協会のウェブサイトにてご覧いただけます。

本冊子に関わるご質問等については、当協会（Eメールアドレス：genbai@jaif.or.jp）までお寄せくださるようお願い致します。



## 目次

初号 「あなたに知ってもらいたい原賠制度」の作成にあたって (2009年3月) .....	9
「あなたに知ってもらいたい原賠制度2010年版」の作成にあたって (2010年10月) .....	10
「あなたに知ってもらいたい原賠制度2011年版」の作成にあたって (2011年11月) .....	11
「あなたに知ってもらいたい原賠制度2012年版」の作成にあたって (2012年11月) .....	12

## 基礎編

### (原賠制度の仕組み)

1. 原子力損害賠償に関する留意点と原賠制度の目的 .....	14
<b>Q1</b> もし原賠法がなかったら 「もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？」	
<b>Q2</b> 原賠制度の目的 「なぜ原子力損害賠償制度が作られたのですか？」	
2. 原賠法適用の条件と原子力損害の形態 .....	22
<b>Q1</b> 適用の条件 「原賠法はどんな場合に適用されるのですか？」	
<b>Q2</b> 原子力損害の形態 「原子力損害とはどんな損害ですか？」	
3. 国をまたぐ原子力損害賠償と国際的な制度整備 .....	32
<b>Q1</b> 国をまたぐ原子力損害賠償 「日本で原発事故が起き、海洋汚染によって万が一A国の漁業者に損害を与えてしまった場合、どのように裁判が行われますか？」	
<b>Q2</b> 原賠に関する国際的な制度 「原子力安全に関するIAEA閣僚会議において、原子力損害賠償に関する一つの国際的な制度の必要性が認識されました。なぜそのような制度が必要なのですか？」	
4. 原子力災害への対策(原災法) .....	36
<b>Q1</b> 原子力災害対策特別措置法 「原子力災害が発生した場合に対応する法制度はどのようになっていますか？」	

### (輸送に関わる原賠制度)

5. 国内輸送に伴う原子力損害賠償(領海外、国際海峡) .....	40
<b>Q1</b> 領海外での原子力事故 「国内船舶が核燃料の国内輸送中に、日本の領海の外で原子力事故を起こしてしまった場合、原賠法は適用されますか？」	
<b>Q2</b> 国際海峡を航行する際の賠償措置 「日本の原賠制度において、領海内の航行と国際海峡(津軽海峡)の航行との間に賠償措置の違いはありますか？」	

## 6 . 国際輸送に伴う原子力損害賠償 ..... 42

### Q1 国際輸送事故の賠償請求先

「日本企業が日本からフランスへの使用済燃料輸送中に事故を起こしました。損害賠償の請求先として誰が考えられますか？」

### Q2 国際輸送中に関する損害賠償請求の態様

「Q1 の事故の場合、原子力損害の賠償に関する裁判は、どこでどのように行われますか？」

## (製造物責任)

## 7 . 製造者の賠償リスク ..... 46

### Q1 国内原子力施設に関する製造業者の賠償リスク

「国内の原子力施設に対して製造物(プラントあるいは一部の機器・部品)の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

### Q2 海外原子力施設に関する製造業者の賠償リスク

「海外にある A 国の原子力施設に対して製造物の供給を行う場合、その製造物が原因で事故が起こると、どのような損害賠償リスクがありますか？」

# 原子力発電所事故対応編

## (東日本大震災による原子力事故への対応)

## 8 . 震災による原子力事故に伴う原子力損害賠償 ..... 54

### Q1 震災による原子力事故の損害賠償

「3月11日の東日本大震災によって発生した東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故の原子力損害賠償はどのように行われますか？」

## 9 . 原子力損害賠償紛争審査会、原子力損害賠償紛争解決センター ..... 56

### Q1 原子力損害賠償紛争審査会

「原子力損害として賠償されるべき損害の範囲の判定はどのように行われますか？」

### Q2 原子力損害賠償紛争解決センター

「福島原発事故による原子力損害のうち、必ずしも紛争審査会による指針の対象に挙げられていないもの、あるいは東京電力の補償基準の対象に示されていないものなどについては、どのような解決方法がありますか？」

### Q3 原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介は現在どのように進んでいますか？」

## (原子力損害の範囲の判定等に関する指針と基準)

## 10 . 福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針 ..... 64

### Q1 中間指針の位置づけ

「原子力損害賠償紛争審査会により決定された、福島原発事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針とは、どのようなものですか？」

### Q2 中間指針(追補、第二次追補、第三次追補、第四次追補)によって示された損害類型と損害項目

「中間指針(追補、第二次追補、第三次追補、第四次追補)によって示された原子力損害はどのようなものですか？」

## 11. 紛争解決センターが策定した総括基準 ..... 74

### Q1 紛争解決センターが策定する総括基準

「原子力損害賠償紛争解決センターが策定する「総括基準」とはなんですか？」

### Q2 総括基準の内容

「原子力損害賠償紛争解決センターが公表した総括基準はどのような内容ですか？」

## 12. 政府の賠償基準の考え方 ..... 80

### Q1 政府の賠償基準の考え方

「2012年7月20日に政府から公表された、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」はどのような内容ですか？」

## (原子力損害賠償に関わる法律)

## 13. 消滅時効への対応 ..... 84

### Q1 原賠 ADR 時効中断特例法

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の途中で時効が経過した場合、その後に裁判で争うことはできないのですか？」

### Q2 原賠時効特例法

「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の申立をすることなく3年経過してしまった場合、その後に裁判で請求することはできないのですか？」

## 14. 原子力損害賠償支援機構法 ..... 88

### Q1 原子力損害賠償支援機構法

「原子力損害賠償に関する支援を行うために新たに設立された「原子力損害賠償支援機構」とは、どのようなものですか？」

## 15. 原子力被害者早期救済法 ..... 90

### Q1 原子力被害者早期救済法

「平成二十三年原子力事故の被害者に対して、国が行う応急対策に関する緊急措置はどのようなものですか？」

## (我が国の原子力損害賠償制度の課題)

## 16. 環境汚染への対処 ..... 94

### Q1 環境基本法

「人の健康や生活環境に被害が生ずるような環境への負荷に対して、法律上どのような対処がなされていますか？」

### Q2 放射性物質汚染対処特措法

「原子力事故により原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染に関して、どのように対処されていますか？」

## 17. 原賠制度が果たした役割と原子力損害賠償の実際 ..... 98

### Q1 原賠制度が果たした役割

「福島原発事故の損害賠償において、原子力損害賠償制度はどのような役割を果たしましたか？」

### Q2 原子力損害賠償の課題

「我が国には原子力損害賠償制度があったにもかかわらず、福島原発事故の賠償に関して多くの議論があったのは何故ですか？」

## 18. 原子力損害に関する賠償処理の特徴 ..... 104

### Q1 原子力損害に関する賠償処理の特徴

「今回の原発事故における原子力損害賠償の処理では、一般の不法行為の損害賠償の処理と比べてどのような違いがありますか？」

### Q2 原子力損害に関する賠償範囲の特徴

「今回の原発事故における原子力損害賠償の賠償項目、賠償範囲は、一般の不法行為の損害賠償と比べてどのような違いがありますか？」

## 19. 原子力損害賠償制度を補う制度と今後の課題 ..... 112

### Q1 従来原賠制度を補う制度

「福島原発事故において行われている損害の賠償を踏まえ、これまでの原賠制度をどのように補う必要がありますか？」

### Q2 損害賠償による救済の限界

「福島原発事故について行われている賠償処理を通じ、原子力災害の損害賠償にはどのような課題が明らかになっていますか？」

## 諸外国編

### (各国の制度の比較)

## 20. 諸外国の原賠制度の特徴 ..... 120

### Q1 原賠制度を規定する諸外国の法律

「諸外国の原賠制度はどのような法律に規定されていますか？」

### Q2 原子力損害の責任主体に関する諸外国の規定

「諸外国においても日本と同様に、原子力事業者だけが原子力損害の責任を負うという原則は堅持されていますか？」

### Q3 諸外国における原子力損害の定義

「原子力損害賠償制度の対象となる「原子力損害」の範囲は諸外国においても日本と同様ですか？」

### Q4 免責事項に関する諸外国の規定

「諸外国の原賠制度においても我が国と同様に免責事由が設けられているのでしょうか？」

### Q5 原子力事業者の責任制限

「諸外国においても我が国と同様に、原子力事業者は無限に原子力損害の賠償責任を負うのでしょうか？」

### Q6 責任限度額を超過した場合の補償

「諸外国が設定する責任限度額を超える原子力損害が発生した場合、被害者はどのように救済されますか？」

### Q7 損害賠償措置の義務付け

「諸外国においても我が国と同様に、原子力事業者は損害賠償措置を義務付けられているのでしょうか？」

### Q8 損害賠償措置が機能しない場合の措置

「損害賠償措置が何らかの事由により機能しなかったために、賠償資金が賠償措置額に不足する場合、原子力事業者はどのように被害者への賠償資金を確保するのですか？」

## (原子力既設国)

- 21. 韓国の原子力開発事情と原賠制度** ..... 140
- Q1 韓国の原子力開発事情**  
「韓国の原子力開発はどのような状況ですか？」
  - Q2 韓国の原賠制度**  
「韓国の原賠制度はどのようになっていますか？」
- 22. 中国の原子力開発事情と原賠制度** ..... 148
- Q1 中国の原子力開発事情**  
「中国の原子力開発はどのような状況ですか？」
  - Q2 中国の原賠制度**  
「中国の原賠制度はどのようになっていますか？」
- 23. 台湾の原子力開発事情と原賠制度** ..... 156
- Q1 台湾の原子力開発事情**  
「台湾の原子力開発はどのような状況ですか？」
  - Q2 台湾の原賠制度**  
「台湾の原賠制度はどのようになっていますか？」
- 24. インドの原子力開発事情と原賠制度** ..... 164
- Q1 インドの原子力開発事情**  
「インドの原子力開発はどのように進んできましたか？」
  - Q2 インドの原賠制度**  
「インドの原賠制度はどのようになっていますか？」
- 25. ロシアの原子力開発事情と原賠制度** ..... 170
- Q1 ロシアの原子力開発事情**  
「ロシアの原子力開発はどのような状況ですか？」
  - Q2 ロシアの原賠制度**  
「ロシアの原賠制度はどのようになっていますか？」
- 26. イギリスの原子力開発事情と原賠制度** ..... 176
- Q1 イギリスの原子力開発事情**  
「イギリスの原子力開発はどのような状況ですか？」
  - Q2 イギリスの原賠制度**  
「イギリスの原賠制度はどのようになっていますか？」
- 27. フランスの原子力開発事情と原賠制度** ..... 186
- Q1 フランスの原子力開発事情**  
「フランスは世界第2位の原子力大国ですが、原子力開発はどのように進んできましたか？また、現在どのような状況ですか？」
  - Q2 フランスの原賠制度**  
「フランスはOECDの主要国であり、原子力損害賠償に関わるパリ条約に加盟していますが、同国の原賠制度はどのようになっていますか？」



## 28. スイスの原子力開発事情と原賠制度 ..... 192

### Q1 スイスの原子力開発事情

「スイスの原子力開発はどのような状況ですか？」

### Q2 スイスの原賠制度

「スイスの原賠制度はどのようになっていますか？」

## 29. ドイツの原子力政策と原賠制度 ..... 204

### Q1 ドイツの原子力政策

「脱原発をめぐる議論の多いドイツの原子力政策は、これまでどのような経緯を辿ってきたのですか？」

### Q2 ドイツの原賠制度

「ドイツの原賠制度はどのようになっていますか？」

## 30. 米国の原賠制度の仕組みと成り立ち ..... 210

### Q1 米国の原賠制度の仕組み

「連邦法と州法がある米国では、原子力損害の賠償責任はどのように決められていますか？」

### Q2 事業者間相互扶助制度の仕組み

「米国では事故の際に、事故を起こしていない原子力事業者からも賠償資金を集めるそうですが、どのような仕組みになっているのですか？」

### Q3 米国の原賠制度の変遷

「世界で初めて原子力の産業化を実現した米国において、原賠制度はどのように作られ、どのような変遷をたどってきたのですか？」

### Q4 米国が CSC に加盟できる仕組み

「原賠制度の根幹である原子力事業者への責任集中を原子力損害賠償法に規定していない米国は、どのようにして国際条約である補完基金条約(CSC)に加盟できたのでしょうか？」

## 31. カナダ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、チェコ、ウクライナの原賠制度 ..... 220

### (新規原子力導入国)

## 32. 新規原子力導入国の主な課題および原賠制度設計 ..... 224

### Q1 新規導入国の基本的な課題

「新たに原子力施設を導入しようとする国にとって、あらかじめ整備しておくべき基本事項とは、どのようなことですか？」

### Q2 新規導入国の原賠制度創設に関わる要点

「新規原子力導入国が原子力損害賠償制度を創設するとき、どのようなことに留意すべきとされていますか？」

### Q3 新規原子力導入国の制度整備

「原子力発電を新規に導入する国では、原賠制度もまた導入されるのでしょうか？」

## 33. 新規導入国の原子力損害賠償措置 ..... 230

### Q1 新規導入国の原子力損害賠償措置

「新規原子力導入国の原子力事業者が原子力損害賠償措置をするとき、どのような課題がありますか？」

### Q2 原子力保険の仕組み

「民間保険会社が提供する原子力賠償責任保険は、どのような仕組みで巨額の賠償措置額を担保しているのですか？」



## 34. ベトナムの原子力開発事情と原賠制度…………… 236

### Q1 ベトナムの原子力開発事情

「ベトナムの原子力開発はどのような状況ですか？また、ベトナムの原子力開発を取り巻く国際情勢はどのようになっていますか？」

### Q2 ベトナムの原賠制度

「ベトナムの原賠制度はどのようになっていますか？」

## 35. ポーランドの原子力開発事情と原賠制度…………… 242

### Q1 ポーランドの原子力開発事情

「石炭火力発電が9割超を占めるポーランドにおいては、原子力開発はどのような状況ですか？」

### Q2 ポーランドの原賠制度

「ウィーン条約の加盟国であるポーランドの原賠制度はどのようになっていますか？」

## 36. マレーシアの原子力開発事情と原賠制度…………… 246

### Q1 マレーシアの原子力開発事情

「天然ガスや石油など、豊富な化石燃料資源を持つマレーシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

### Q2 マレーシアの原賠制度

「以前より研究炉のあるマレーシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

## 37. インドネシアの原子力開発事情と原賠制度…………… 252

### Q1 インドネシアの原子力開発事情

「エネルギー資源の輸出国として知られるインドネシアの原子力開発はどのような状況ですか？」

### Q2 インドネシアの原賠制度

「研究炉のあるインドネシアの原賠制度はどのようになっていますか？」

## 38. アラブ首長国連邦(UAE)、トルコ、カザフスタンの原賠制度…………… 258

## 国際枠組み編

### (近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度)

## 39. 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度…………… 262

### Q1 近隣諸国・地域の原賠制度

「日本周辺の原子力発電国・地域の原賠制度はどのようになっていますか？」

### Q2 周辺国との間の越境損害

「日本で起こした原子力事故によって韓国に損害が及んだ場合、賠償はどのようになりますか？」

### (原子力損害賠償に関する国際条約)

## 40. 原子力損害賠償に関する国際条約…………… 266

### Q1 国際条約の概要

「原子力損害賠償に関する国際社会の取り決めはどうなっていますか？」

## Q2 国際枠組みに対する日本の役割

「日本はどのようにして原賠に関する国際条約に入っていないのですか？」

## 41. 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC) ..... 270

### Q1 CSCの特徴

「米国が加盟したCSCとは、どのような条約ですか？」

### Q2 CSC加盟を目指す理由

「いま、日本がCSCに注目しているのは何故ですか？」

### Q3 CSCの規定事項

「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)にはどのような事項が規定されていますか？」

### Q4 CSC付属書の規定事項

「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)の付属書にはどのような事項が規定されていますか？」

## 42. パリ条約 ..... 280

### Q1 パリ条約の成り立ち

「パリ条約はどのような条約ですか？」

### Q2 改正パリ条約の概要

「改正パリ条約はどのような内容になっていますか？」

## 43. ウィーン条約 ..... 286

### Q1 ウィーン条約の成り立ち

「ウィーン条約はどのような条約ですか？」

### Q2 改正ウィーン条約の概要

「改正ウィーン条約はどのような内容になっていますか？」

## 44. ジョイントプロトコールとブラッセル補足条約 ..... 292

### Q1 ジョイントプロトコール

「パリ条約とウィーン条約を連結するジョイントプロトコールはどのような条約ですか？」

### Q2 ブラッセル補足条約

「パリ条約を補強するブラッセル補足条約はどのような条約ですか？」

## 添付資料 ..... 301

- \* 我が国の原子力損害賠償制度の概要
- \* 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)
- \* 「原子力損害の賠償に関する法律施行令」(原賠法施行令)
- \* 「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(補償契約法)
- \* 「原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令」(補償契約法施行令)
- \* 「原子力損害賠償支援機構法」(支援機構法)
- \* 「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」(原子力被害者早期救済法)
- \* 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)
- \* 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)和訳
- \* 原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)付属書和訳
- \* 原子力損害賠償に関する国際条約と原賠法の比較
- \* 原子力損害賠償に関する条約加盟状況一覧

## 「あなたに知ってもらいたい原賠制度」 の作成にあたって (2009年3月)

当協会では、原子力産業の基盤の1つでもあり、皆様の事業経営にとっても深い関わりのある原子力損害賠償制度（原賠制度）をより良く理解して頂くため、原賠制度に関わる種々の事柄をQ&Aの形で、ご紹介していきたいと存じます。

近年、原子力エネルギーは地球温暖化防止対策の切札と言われ、これに関連したダイナミックな動きが世界中で見られます。原子力の安全には、これまでも万全を期した諸対策が取られてきましたが、それと共に、万一の事故に備え、被害者の救済と原子力事業の健全な発達を目的として、多くの国で原子力損害に関する賠償制度が設けられています。つまり、原子力産業は、安全対策と賠償制度が一体となって、その安定的な運用が図られる仕組みになっているのです。

ところで、あなたは「原子力損害賠償制度」についてこんなふうには思っていないですか？

- わが社は法律の定めにしたがって賠償額を手当てしているので、何も問題はない
- 事故の責任を取るのは原子力事業者だから機器メーカーのわが社には関係ない
- 下請けとして部品を納めているわが社には無縁の話である
- 地元としては、この制度があるので被害者に対して十分な補償があると理解している
- 損害賠償問題が起きても、万事、弁護士のお任せしているから大丈夫

本当に、それで大丈夫ですか？

一旦原子力事故が起きてしまうと、膨大な額の損害賠償請求が発生する可能性があります。実際、JCO臨界事故では、放射性物質の飛散などが無かったにも関わらず、約七千件の損害賠償請求が事業者に対してなされ、その総額は150億円にものぼりました。

万一の事故のとき、あなたの会社が納めた装置や部品が原因の事故と言われたら、損害賠償について、どのように対応しますか？

原賠法にある「原子力損害は原子力事業者が賠償する」という制度をご存知かもしれません。しかし、これは日本の国内法です。事故による損害が国外に及んだ場合や国際輸送の事故など、どのような裁判が行われ、どのような賠償責任を負わされるのかご存じですか？

世界では原子力カルネッサンスと言われるほど原子力産業が注目されています。この波に乗ってあなたの会社が国際的にビジネスを展開しようとしたとき、あなたは海外での損害賠償リスクをどのように考えますか？

この「あなたに知ってもらいたい原賠制度」をご覧頂き、上記のような状況における原子力損害の賠償について考えることで、今まで見えなかった意外な賠償リスクに気づき、適切な対応の検討に役立てて頂ければ幸いです。



## 「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2010 年版」 の作成にあたって (2010 年 10 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号・序から一年半を経過して、この 9 月で 19 回を数えるに至りましたが、この間でも国内外で原賠制度に関わる大きな動きが起こっています。

国内では原賠法及び補償契約法に関わる改正（賠償措置額 1200 億円への引き上げ、紛争審査会の役割の拡充等）が行われ、2010 年 1 月 1 日から施行されています。また、法改正を補うものとして、1999 年の JCO 事故の経験をもとに、原子力災害発生に際して原賠制度を効果的に運用するための要点を網羅した「原賠制度の運用マニュアル」が文部科学省により 2009 年 12 月に作成され、これを参考として関係者間の密接な連携による損害賠償への迅速、適切な対処が期待されています。このたびの法改正や運用マニュアルの策定により、我が国の原賠制度は更に整備・充実され、原子力損害発生時の対応への機能性を大きく向上させたと言えるでしょう。

海外では、昨今の地球温暖化防止やエネルギーセキュリティの影響による世界的な原子力カルネサンスの潮流により、新規に原子力導入を計画する国が急速に増加し、これらの国にとって原賠制度の構築は原子力開発に関する各種法制度と同様に重要な課題となっています。

このような原子力を取り巻く環境変化のなかで、今後ますます活況を呈するであろう原子力産業の国際展開に参入する我が国及び原子力プラント・設備機器等の供給業者は、一方で原子力導入国における原賠制度を含む原子力関連法制度に十分な留意を払うとともに、他方でこれらの法制度の整備・充実を支援することが求められる可能性があります。

また、我が国として、国内法の範囲に留まらず、国際的な枠組み確立への積極的な推進・関与・協力が必要とされる時節が遠くない将来に到来することが考えられます。

昨年 10 月に初号から 6 回分を取り纏めて別冊特集を作成しましたが、このたび、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「海外・国際編」、「その他」に区分し、読者の皆様が利用し易いようにするとともに、既成号の内容については、可能な限り最新の内容・データへの修正を施しましたので、改めて当冊子を必要に応じてご利用頂ければ幸いに存じます。

なお、今後ともよりよい原賠情報を提供していく所存ですので、皆様の原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会までお寄せくださるようお願い申し上げます。

## 「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2011 年版」 の作成にあたって (2011 年 10 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号・序から二年半余を経過したこの 10 月で 30 回を数えて、当協会会員の皆さまを始めとして広くご利用頂くようになってまいりました。

さて、去る 2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因して発生した東京電力・福島原発事故は、原子力を取り巻く全ての環境を一変しました。マグニチュード 9.0 の巨大地震とこれに伴う大きな津波が当該発電所を襲い、第一原発では全交流電源を喪失したことにより炉心溶融、水素爆発等を発生し、大量の放射性物質を広範囲に放出しました。

このような大規模な原子力災害は、我が国の既存の原賠制度による対応では難しいこともあり、被害者への損害賠償に係る法律として原子力損害賠償支援機構法、原子力被害者早期救済法等が相次いで制定されています。また、原子力損害賠償紛争審査会による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針が 8 月 5 日に示され、引き続き検討がなされています。更には、今回の原子力事故により、従前の原子力に係る安全規制等の法制度のみならず、原子力損害賠償制度についても全面的な見直しが必要とされています。

一方では、我が国は、引き続き、エネルギー問題、地球温暖化防止対策、あるいは新興国等の原子力発電の新增設に関して前向きに取り組んでいかなければなりません。このような観点からも、今回の原発事故の反省、検証、防止対策等を徹底して行い、この結果を今後の法制度に十分に反映していくことが極めて重要と思われまます。

2010 年版に続き、3 回目の別冊特集として、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「海外・国際編」に区分のうえ再構成し、読者の皆様が利用し易いようにするとともに、既成号の内容については、可能な限り最新の内容・データへの修正を施しましたので、改めて当冊子を必要に応じてご利用頂ければ幸いに存じます。

また、本冊子以降に作成された原賠制度の月例メールマガジンについては、当協会の HP にてご覧いただけますので、併せご利用ください。

今後ともよりよい原賠情報を提供していく所存ですので、皆様の原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会までお寄せくださるようお願い申し上げます。

## 「あなたに知ってもらいたい原賠制度 2012 年版」 の作成にあたって (2012 年 12 月)

当協会のメールマガジンシリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」は 2009 年 3 月の初号から三年半余を経過し、月例の原賠メールマガジン総数はこの 10 月で 42 回を数えており、当協会会員の皆様を始めに広くご利用頂けるようになってまいりました。

昨年 3 月の東日本大震災発生以降においては、東京電力・福島原発事故に関わる賠償関係が多くを占めるようになっていますが、また一方で、今後の我が国の原賠制度を改めて考えるうえでの比較材料にもなる、仏・独・米などの各国制度や国際条約に関わる事項を取り上げてきております。

福島原発事故に関しては、現在でもその避難者数は 10 万人規模にあるとされており、また、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染処置や政府による避難区域等の見直しに基づく住民等の帰還は、なかなか難しく、容易には進まない状況にあります。他方、東京電力の原発事故に対する賠償については、今年 10 月 12 日現在の支払賠償金・仮払補償金の合計額は約 1 兆 3,000 億円に上り、さらに将来的には極めて膨大な額になるとされていますが、見通すことは困難な状況です。

同原発事故に関わる事故調査及び検証については、東京電力、民間事故調、政府事故調及び国会事故調による報告書が既にそれぞれ公表されており、例えば国会事故調の報告書では、原発事故の原因、過酷事故に対する準備や対応、被害を最小化できなかった原因、住民避難の混乱の原因、規制当局の今後の在り方、原子力法規制の抜本的見直しなどについて言及されています。

また、今年 6 月 27 日に公布された原子力規制委員会設置法において、新たな規制機関として環境省の外局に原子力規制委員会が設置され、その事務局に原子力規制庁が発足しました。

今後の我が国のエネルギー・環境政策については、「革新的エネルギー・環境戦略」(2012 年 9 月 14 日エネルギー・環境会議決定)を踏まえて検証と見直しを行いながら遂行する、と 9 月 19 日に閣議決定されていますが、これにより原子力政策が必ずしも明確になった訳ではありません。このような情勢のなかで、昨年 8 月 10 日に成立の原子力損害賠償支援機構法附則に規定された原子力損害賠償法改正に向けた抜本の見直しについては、当初の予定とされる制定後 1 年程度の時期を相当に遅れる状況にあります。しかしながら、このエネルギー政策の見直しの機に、原子力に関わる企業、団体等におかれては、今後の原賠制度の在り方について、それぞれの立場や役割から十分な理解と認識をして、必要に応じて改正に向けた検討と意見を持っておくことが大切かと思われまます。

4 回目の別冊特集となる 2012 年版では、今までのメールマガジンシリーズを「基礎編」、「原子力発電所事故対応編」、「諸外国編」及び「国際枠組み編」の 4 区分に再構成するとともに、既成号の内容について可能な限り最新の内容・データへの修正や詳細説明等を施しており、当冊子が読者の皆様にとって国内外の原賠情報を幅広くご理解頂けるものとして、ご利用頂ければ誠に幸いに存じます。

また、本冊子以降に作成される「あなたに知ってもらいたい原賠制度」シリーズについては、当協会の HP にてご覧いただけますので、併せてご利用ください。

今後ともよりよい情報を提供していく所存ですので、皆さまの原賠制度に関わる疑問や関心事項を当協会 (E メールアドレス: genbai@jaif.or.jp) までお寄せくださるようお願い申し上げます。

(原産協会メールマガジン別冊特集「あなたに知ってもらいたい原賠制度」2012 年版に掲載)